

附 則

2 この告示の施行前に喀痰吸引等研修又は法第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号の指定を受けた学校若しくは養成施設若しくは法第四十条第二項第一号若しくは附則第九条第一項各号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケアを修了した者は、指定研修の課程を修了したものとみなす。

附 則

2 この告示の施行前に喀痰吸引等研修又は法第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号の指定を受けた学校若しくは養成施設若しくは法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項各号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケアを修了した者は、指定研修の課程を修了したものとみなす。

○厚生労働省告示第百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第二十五項及び第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

1 3 (略)

4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の百分の百十に相当する額とする。

一 五 (略)

六 別表の3の5の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ボケット型レシーバー交換、骨導式ボケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換

七 十一 (略)

5 (略)

別表

1 購入基準

(1) 義肢—投構造義肢

1 3 (略)

4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の百分の百十に相当する額とする。

一 五 (略)

六 別表の3の5の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ボケット型レシーバー交換、骨導式ボケット型ヘッドバンド交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換及びイヤホン交換

七 十一 (略)

5 (略)

別表

1 購入基準

(1) 義肢—投構造義肢

名称	型式	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
上腕義手	(略)	(略)	(略)	(略)
作業用	(略)	ソケット及び支持部の工作に際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

名称	型式	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
上腕義手	(略)	(略)	(略)	(略)
作業用	(略)	ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

前腕義手 (略)	作業用 (略)	能動式 (略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
前腕義足 (略)	吸着式常用 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)
-----	-----

前腕義手 (略)	作業用 (略)	能動式 (略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
前腕義足 (略)	吸着式常用 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)
-----	-----

(略)
ソケット、支持部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。

(略)
ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に最新の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。

(略)
短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。

(略)
ソケットは、断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。

(略)
断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよいこと。

(略)
断端の状況の許す限り、トータルコネクタを原則とし、やむを得ない場合には断端末部に空気室を設けてもよいこと。

(略)
ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。

(略)
ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に最新の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。

(略)
短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。

(略)
ソケットは、切断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、切断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。

(略)
切断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよいこと。

(略)
切断端の状況の許す限り、トータルコネクタを原則とし、やむを得ない場合には切断端末部に空気室を設けてもよいこと。

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
下腿義足	常用	(略)	(略)
		P T B 式	(略) 精密な適合によつてソケットのみを用い、ソフティンサートを省いてもよいこと。その場合、 <u>断面</u> 末端はクツシヨン材で支持すること。 (略) 膝継手金具及び大腿も縮革は、用いないことを原則とするが、 <u>断面</u> の状況によりやむを得ない場合は、 <u>膝継手</u> 金具又は大腿も縮革を用いてもよいこと。 (略)
果義足	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略) 義足の懸垂は、 <u>断面</u> の形状を利用し、ソケットを <u>断面</u> に固定することによつて行われるので、適合に十分留意すること。 (略)
足根中足 義足	鋼板入り	(略)	(略) <u>断面</u> の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。 (略)
		<u>足袋</u> 式	(略)

(略)	(略)
(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
下腿義足	常用	(略)	(略)
		P T B 式	(略) 精密な適合によつてソケットのみを用い、ソフティンサートを省いてもよいこと。その場合、 <u>切断端</u> 末端はクツシヨン材で支持すること。 (略) 膝継手金具及び大腿も縮革は、用いないことを原則とするが、 <u>切断端</u> の状況によりやむを得ない場合は、 <u>膝継手</u> 金具又は大腿も縮革を用いてもよいこと。 (略)
果義足	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略) 義足の懸垂は、 <u>切断端</u> の形状を利用し、ソケットを <u>切断端</u> に固定することによつて行われるので、適合に十分留意すること。 (略)
足根中足 義足	鋼板入り	(略)	(略) <u>切断端</u> の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。 (略)
		<u>足袋</u> 型	(略)

(略)	(略)
-----	-----

	下腿部支持式	アの基本工作法により、工及びおよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。		
(略)	(略)	(略)		
(注)				
(略)				

ア・イ (略)
ウ 基本価格

名称	探型区分	型式	価格 円	備	考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
義足用	(略)	(略)	(略)	(略)	
	B-6	足袋式 下腿部支持式	24,500 70,400		
	(略)	(略)	(略)		
(注)					
(略)					

エ 製作要素価格
ウ ソケット

名称	探型区分	使用材料	価格 円	備	考
(略)	(略)	(略)	(略)		
義足用	(略)	(略)	(略)	(略)	
	B-6	(略)	(略)	(略)	
		熱硬化性樹脂 (下腿部支持式)	25,300		
	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		

	(新設)	(新設)		
(略)	(略)	(略)		
(注)				
(略)				

ア・イ (略)
ウ 基本価格

名称	探型区分	型式	価格 円	備	考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
義足用	(略)	(略)	(略)	(略)	
	B-6	(新設) (新設)	24,500 (新設)		
	(略)	(略)	(略)		
(注)					
(略)					

エ 製作要素価格
ウ ソケット

名称	探型区分	使用材料	価格 円	備	考
(略)	(略)	(略)	(略)		
義足用	(略)	(略)	(略)	(略)	
	B-6	熱硬化性樹脂 (新設)	(略) (新設)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備	考
(略)	(略)	(略)	(略)		
義足用	(略)	(略)	(略)		
	B-6	(略)	(略)		
		皮革 〔下腿部支持式〕	4,700		
		軟性発泡樹脂 〔下腿部支持式〕	7,600		
		皮革・軟性発泡樹脂 〔下腿部支持式〕	8,250		
	(略)	(略)	(略)		
(注) (略)					

(ウ) 支持部

名称	型式	部位	使用材料	価格 円	備	考
義手用	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	作業用			(略)	
	(略)	作業用 〔幹部 使用〕				
	(略)	(略)	(略)	(略)		
義足用	(略)	(略)	(略)	(略)		
	作業用					

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備	考
(略)	(略)	(略)	(略)		
義足用	(略)	(略)	(略)		
	B-6	皮革 〔新設〕	(略) 〔新設〕		
		軟性発泡樹脂 〔新設〕	(略) 〔新設〕		
		皮革・軟性発泡樹脂 〔新設〕	(略) 〔新設〕		
	(略)	(略)	(略)		
(注) (略)					

(ウ) 支持部

名称	型式	部位	使用材料	価格 円	備	考
義手用	(略)	(略)	(略)	(略)		
	能動式 〔新設〕					
	作業用				(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		
義足用	常用 〔新設〕					
	(略)	(略)	(略)	(略)		

	作業用 (鉄脚 使用)	(略)	(略)	(略)
(注)	(略)			

(イ)・(イ) (略)
才 (略)
力 耐用年数
(イ) 義肢本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
義足	(略) 足根中足義足	(略) 足袋式 下部部支持式	(略) (略) (略)	(略) 2
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(イ) (略)
半 使用年数

年齢	使用年数	備 考
(略)	(略)	(略)
15～17歳	(略)	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 義肢本体のうち「手部義手」の「裝飾用」、「手指義手」の「裝飾用」、「足根中足義足」の「足袋式」及び「足指義足」 2・3 (略)

備考 (略)
(2) (略)
(3) 器具

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	作業用	(略)	(略)	(略)
(注)	(略)			

(イ)・(イ) (略)
才 (略)
力 耐用年数
(イ) 義肢本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
義足	(略) 足根中足義足	(略) 足袋型 (新設)	(略) (略) (略)	(略) (略) (新設) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(イ) (略)
半 使用年数

年齢	使用年数	備 考
(略)	(略)	(略)
15～17歳	(略)	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 義肢本体のうち「手部義手」の「裝飾用」、「手指義手」の「裝飾用」、「足根中足義足」の「足袋型」及び「足指義足」 2・3 (略)

備考 (略)
(2) (略)
(3) 器具

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

上肢装具	肩装具	肩関節を外転位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。 A～C (略)						付属品として車椅子を加えることができること。
	(略)	(略)						
	BFO (食事動作補助器)	(略)						付属品として車椅子を加えることができること。

ア～キ (略)

備考 (略)

(4) (略)

(5) その他

種目	名称	基本構造	付属品	価格 円	耐用 年数	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補聴器	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) 重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオアシスタンス型を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の範囲内で必要な額を加算すること。

上肢装具	肩装具	肩関節を外転位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。 A～C (略)						付属品として車椅子を加えることができること。
	(略)	(略)						
	BFO (食事動作補助器)	(略)						付属品として車椅子を加えることができること。

ア～キ (略)

備考 (略)

(4) (略)

(5) その他

種目	名称	基本構造	付属品	価格 円	耐用 年数	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補聴器	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) 重度難聴用耳かけ型でFM型受信機、オーディオアシスタンス型用ワイヤレス型を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の範囲内で必要な

					(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

2 借受け基準

(1) 義肢、器具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、器具用部品及び座位保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める額を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

(2) (略)

備考 (略)

3 修理基準

(1) 義肢一般構造義肢

修理項目	価 格
カ 完成用部品の交換 (略)	(略) 3の(1)のオに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リフトユニット又は充電器の交換の場合には、1の(1)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
(注)	(略)

ア (略)

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使用材料	価 格		備 考
			ソケット交換に付随する場合	単独の場合	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
義足用	B-6	皮革 (下腿部支持式)	4,700	10,200	

					額を加算すること。(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

2 借受け基準

(1) 義肢、器具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、器具用部品及び座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

(2) (略)

備考 (略)

3 修理基準

(1) 義肢一般構造義肢

修理項目	価 格
カ 完成用部品の交換 (略)	(略) 3の(1)のオに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、バッテリー、バッテリーボックス、リフトユニット又は充電器の交換の場合には、1の(1)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
(注)	(略)

ア (略)

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使用材料	価 格		備 考
			ソケット交換に付随する場合	単独の場合	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
義足用	B-6	皮革 (新設)	(略) (新設)	(略) (新設)	

補聴器	
(略)	(略)
受信機交換 (削る)	92,000 (削る)
受信機基板交換	27,600
受信機部品(ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ)交換	5,000
ワイヤレスワイケ交換 (削る)	128,000 (削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
ワイヤレスワイケ基板交換 (削る)	38,400 (削る)
(削る)	(削る)
ワイヤレスワイケ充電用ACアダプタ交換 (削る)	(削る)
ワイヤレスワイケワイケクロホン交換	12,000
ワイヤレスワイケワイケワイケ交換	12,000
ワイヤレスワイケ部品(ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ)交換 (削る)	5,000 (削る)

補聴器	
(略)	(略)
F M型受信機交換	80,000
F M型操作用基板交換	6,000
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
F M型用ワイヤレスワイケ交換(充電池含む)	98,000
F M型トリー基板交換	6,000
F M型アンテナ組立交換(受信用)	48,000
F M型受信回路組立交換	46,000
F M型アンテナ交換	5,000
F M型水晶振動子交換	6,000
F M型用ワイヤレスワイケ発振回路組立交換	27,000
F M型用ワイヤレスワイケ1D基板組立交換	14,000
F M型受信機ケース(端子)交換	5,000
F M型受信機スイッチ交換	4,000
F M型用ワイヤレスワイケアンテナ交換	10,000
F M型用ワイヤレスワイケ基板交換	64,000
F M型用ワイヤレスワイケケース交換	8,000
F M型用ワイヤレスワイケ充電池交換	5,000
F M型用ワイヤレスワイケ充電用ACアダプタ交換 (削る)	(削る)
F M型用ワイヤレスワイケ外部入力コード交換	2,000
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(略)	(略)

旧周波数帯用のもの。

旧周波数帯用のもの。

旧周波数帯用のもの。

旧周波数帯用のもの。

旧周波数帯用のもの。

旧周波数帯用のもの。

旧周波数帯用のもの。

旧周波数帯用のもの。

旧周波数帯用のもの。

旧周波数帯用のもの。

旧周波数帯用のもの。

旧周波数帯用のもの。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

○厚生労働省告示第百三十号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）以下「法」という。第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出であつて、当該申請又は当該届出における法第四十二条の二第一項第五号八に掲げる実績に令和三年四月以降の月の分の実績を含むものについては、改正後告示の規定を適用する。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。ただし、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の二第一項第五号八に規定する実績に令和二年二月から令和四年三月までの月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七・五」とあるのは、「国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り）の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数」と、同号口中「七百五十以上」とあるのは「基準値（別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を加算した数）を七百五十から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上」と、第二条第三号イ中「二百以上」とあるのは「基準値（別表三の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表四の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を加算した数）を六百から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」と、第三条第一項第三号イ中「派遣日数を除く。」が五十三日」とあるのは「派遣日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、診療日数を除く。」が五十三日」とあるのは「診療日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第百十九号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出であつて、当該申請又は当該届出における法第四十二条の二第一項第五号八に掲げる実績に令和三年四月以降の月の分の実績を含むものについては、改正後告示の規定を適用する。

厚生労働大臣 後藤 茂之

（傍線部分は改正部分）

改正前

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。ただし、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の二第一項第五号八に規定する実績に令和二年二月以降の月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七・五」とあるのは、「国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り）の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数」と、同号口中「七百五十以上」とあるのは「別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じ、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上」と、第二条第三号イ中「二百以上」とあるのは「別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」と、第三条第一項第三号イ中「派遣日数を除く。」が五十三日」とあるのは「派遣日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、診療日数を除く。」が五十三日」とあるのは「診療日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、同条第二項第三号イ中「百六日」とあるのは「百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができな